

一般財産形成貯蓄預金規定

1. (預金の種類)

この預金は、預入の都度、最長預入期限3年の期日指定定期預金としてお預かりします。

2. (自動継続)

(1) この預金は解約の申し出のない限り、預入日から最長預入期限3年の応答日にその元利金の合計額をもって、自動的に継続します。

(2) 前記(1)の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

(3) 継続された預金についても前記(1)及び(2)と同様とします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、次の通り計算します。

① 預入金額ごとにその預入日(継続したときはその継続日)から満期日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における店頭表示の預金金利表記載の利率によって計算します。

A. 1年以上2年未満の場合 …当組合所定の「2年未満」の利率

B. 2年以上の場合 …当組合所定の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)

② 前記①の利率は、金融情勢に応じて変更します。

この場合、新利率は、変更日以後に預入られる金額についてその預入日(すでに預入れされている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(2) 当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

② 6ヵ月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6ヵ月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6ヵ月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 2年以上利率×90%

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4. (預金の一部払戻し)

この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を払戻請求することができます。この場合、一口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。

- ① 同一口座に複数の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものから解約します。
- ② 前記①で、解約日においてすでに満期日の到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。また、預入日から日数が同じ預金が複数口ある場合は、金額の大きいものから解約します。ただし、満期日の到来していない預金については一部払戻しの対象とはなりません。

この他は、「財産形成貯蓄預金共通規定」を適用するものとします。

東京消防信用組合 財産形成貯蓄預金規定

財産形成貯蓄預金共通規定

1. (規定の適用範囲)

この規定は、勤労者財産形成促進法に基づき、一般財産形成貯蓄預金、財産形成住宅貯蓄預金、財産形成年金貯蓄預金（以下「この預金」といいます。）について、当組合が組合員の皆様からお預かりする場合の共通する事項を定めます。

この共通規定に定めのない事項については、各種財産形成貯蓄預金の規定を適用するものとします。

2. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成貯蓄契約に基づき3年以上若しくは5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に東京消防庁が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関又は事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、一般財産形成貯蓄預金ご契約の証、財産形成住宅貯蓄預金ご契約の証、財産形成年金貯蓄預金ご契約の証（以下ご契約の証といいます。）を発行し、預入れの残高を年に1回以上書面により通知します。

3. (ご契約の証の再発行等及び届出の印鑑喪失に伴う変更)

- (1) このご契約の証や届出の印鑑を失ったときは速やかに信用組合に届出てください。
- (2) 申し出後、速やかに喪失届（兼再発行依頼書）を当組合に届出ください。届出後、証書の再発行・利用再開・届出の印鑑の変更手続きをいたします。

4. (届出事項の変更 通知)

- (1) 届出の印鑑、住所、氏名その他の届出事項に変更があったときは、速やかに変更届（印鑑届・各種登録）（兼本人確認記録書）を当組合に届出ください。
- (2) 届出のあった住所、氏名に宛てて当組合が通知又は書類を送付した場合、正当な理由なく到達を妨げたときは通常到達すべきであったときに到達したものとみなします。

5. (成年後見人等の届出)

- (1) 預金・積金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに書面によって任意後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選

任がされている場合にも、前記(1)及び(2)と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前記(1)から(3)の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前記(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

6. (印鑑照合)

払戻請求書の印影と申込書又は変更届（印鑑届・各種登録）（兼本人確認記録書）の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしてもそのために生じた損害について、当組合は責任を負いません。

7. (盗難通帳等による払戻等)

盗取されたご契約の書が不正に悪用された場合は速やかに当組合にご連絡下さい。なお、盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の取扱いに関しては「東京消防信用組合 預金・積金規定 盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約（個人のお客さまへ）」によるものとします。

① ご契約の証の盗難に気づいてから速やかに、当組合への通知が行われていること

② 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額及びこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であること及び預金者に過失（重大な過失を除きます。）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当組合への通知が、ご契約の証が盗取された日（この証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取されたご契約の証を用いて行われた不正な預金払戻しが行われた日。）から、2年を経過する日の後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人に

よって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② ご契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随して行われたこと

(5) 当組合が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償又は不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当組合が前記(2)の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当組合が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたご契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとしします。

(8) 当該預金の払戻しを受けることについて、正当な権限を有することを確認するために、本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金・積金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利及び通帳・証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできません。

(2) 当組合がやむを得ないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、所定の別途当事者間の書式により行います。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、後記 10. (2)①②③のいずれにも該当しない場合に利用することができます。一つでも該当する場合には、当組合はこの預金の口座開設をお断りするものとします。

10. (解約等)

(1) この預金を、やむを得ない事由により解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印して、ご契約の証とともに当組合へ届出てください。

(2) 次の①②③の一つでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切と認められる場合には、当組合はこの預金を停止し、又は預金者に通知することにより、この預金を解約することができるものとします。

① 預金者が、この預金の申込時にした表明・確約について虚偽の申告であることが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当組合の信用を毀損しもしくは当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

11. (退職、転職時等の取扱)

(1) 退職等の事由により勤労者でなくなった場合には、この預金は次により取扱います。

① 当該事由の生じた日（以下「退職等の日」といいます。）において、預入日（継続したときは最後の継続日）から2年を経過していない預金については、規定にかかわらず、退職等の日の1年後の応当日の前日に満期日が到来するものとします。

② 退職等の日以後、最長預入期限（前記①で定める満期日を含む）における自動継続を停止します。

(2) 転職、転勤、出向により財形貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6ヵ月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日の到来前であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができることとします。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、あるいは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっている金額を担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、ご契約の証と当組合所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印して、ご契約の証とともに直ちに当組合に届出てください。ただし、この預金で担保される債務がある場合で、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその預金から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前記①の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
 - (4) 前記(1)により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について、当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
13. (預金保険制度)
- この預金は、預金保険制度の対象であり同保険の範囲で保護されます。